



福島医発第2559号(地)

平成26年 1月28日

各医師会長殿

福島県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

心臓機能障害（ペースメーカー等植込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の
認定基準の見直しに関する周知について

標記の件につきまして、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課より、日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありました。

本通知は、心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の認定基準の見直しについてのお知らせです。

これまで、心臓機能障害の障害認定においては、ペースメーカー、体内植え込み型除細動器（IDC）等を植え込んだ方については、一律1級としてきたところです。また、肢体不自由の障害認定においては人工関節、人工骨頭を置換された方については、股関節・膝関節は一律4級、足関節は一律5級としてきたところです。

しかしながら、近年、厚生労働省科学研究の報告等において、医療技術の進歩により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多いこと等を踏まえ、この障害認定基準を見直す必要性があることが指摘されております。

このようなことから、厚生労働省では医学専門家からなるワーキンググループにおいて障害認定基準の見直し案をとりまとめ、今般、同省疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において、見直しが了承されております。

本件は、平成26年4月からの試行に向けて、今後、関係通知の改正等を予定していることから、予め同認定基準の見直しについて、医療機関への周知を求めるものであり、見直しの概要は以下のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

(1) 心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）

現 行	見直し後（平成26年4月以降）
・ペースメーカー等を植え込んだ方は、<u>一律に1級</u>として認定	・ペースメーカーや体内植え込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限の程度（身体活動能力：メッツ）を勘案して<u>1級、3級又は4級に認定</u> ・<u>一定期間（3年）以内に再認定を行う</u> ・先天性疾患により植え込みしたもの及び人工弁移植・弁置換については、従来どおり1級 ・再認定の徹底を図るため、診査年月を手帳にも記載 ・制度改正後（平成26年4月）、新たに申請する者に対して適用（ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書が作成され、6月30日までに申請であれば、従前の基準で認定）

(2) 肢体不自由（人工関節等置換者）

現 行	見直し後（平成26年4月以降）
・股関節、膝関節に人工関節等を置換している方は、<u>一律に4級</u>として認定 ・足関節に人工関節等を置換している方は、<u>一律に5級</u>として認定	・<u>人工関節等の置換術後の障害の状態（関節可動域等）を評価し、</u> 【股関節・膝関節】<u>4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定</u> 【足関節】<u>5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定</u> ・人工関節及び人工骨頭の置換術を行った方が対象 ・置換術後の経過が安定した時点での機能障害の程度により認定（症状の経過等により、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定） ・平成26年4月1日以降の申請から見直し後の認定基準の対象（ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書が作成され、6月30日までに申請があれば、従前の基準で認定）

平成26年1月7日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
葉梨 之紀

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の認定基準の見直しに関する周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課より、本会に対し、心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の認定基準の見直しについて周知方依頼がありました。

これまで、心臓機能障害の障害認定においては、ペースメーカー、体内植え込み型除細動器（ICD）等を植え込んだ方については、一律1級としてきたところです。また、肢体不自由の障害認定においては、人工関節、人工骨頭を置換された方については、股関節・膝関節は一律4級、足関節は一律5級としてきたところです。

しかしながら、近年、厚生労働科学研究の報告等において、医療技術の進歩により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多いこと等を踏まえ、この障害認定基準を見直す必要があることが指摘されております。

このようなことから、厚生労働省では医学専門家からなるワーキンググループにおいて障害認定基準の見直し案をとりまとめ、今般、同省疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において、見直しが了承されております。

本件は、平成26年4月からの施行に向けて、今後、関係通知の改正等を予定していることから、予め同認定基準の見直しについて、医療機関への周知を求めるものであり、見直しの概要は以下のとおりです。

（1）心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）

◎現行

○ペースメーカー等を植え込んだ方は、一律に1級として認定

◎見直し後（平成26年4月以降）

- ペースメーカーや体内植え込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限の程度（身体活動能力：メッツ）を勘案して1級、3級又は4級に認定
- 一定期間（3年）以内に再認定を行う
- 先天性疾患により植え込みしたもの及び人工弁移植・弁置換については、従来どおり1級
- 再認定の徹底を図るため、診査年月を手帳にも記載
- 制度改正後（平成26年4月）、新たに申請する者に対して適用
（ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書が作成され、6月30日までに申請があれば、従前の基準で認定）

（2）肢体不自由（人工関節等置換者）

◎現行

- 股関節・膝関節に人工関節等を置換している方は、一律に4級として認定
- 足関節に人工関節等を置換している方は、一律に5級として認定

◎見直し後（平成26年4月以降）

- 人工関節等の置換術後の障害の状態（関節可動域等）を評価し、
【股関節・膝関節】4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定
【足関節】5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定
- 人工関節及び人工骨頭の置換術を行った方が対象
- 置換術後の経過が安定した時点での機能障害の程度により認定
（症状の経過等により、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定）
- 平成26年4月1日以降の申請から見直し後の認定基準の対象
（ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書が作成され、6月30日までに申請があれば、従前の基準で認定）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 25 年 12 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の認定基準の見直しに関する周知について（依頼）

時下、貴会におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より身体障害者手帳制度をはじめ厚生労働行政の運営に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、心臓機能障害の障害認定においては、ペースメーカー、体内植え込み型除細動器（ICD）等（以下「ペースメーカー等」という。）を植え込んだ方については、一律 1 級としてきたところです。また、肢体不自由の障害認定においては、人工関節、人工骨頭（以下「人工関節等」という。）を置換された方については、股関節・膝関節は一律 4 級、足関節は一律 5 級としてきたところです。しかしながら、近年、厚生労働科学研究の報告等において、医療技術の進歩により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多いことなどを踏まえ、この障害認定基準の見直しの必要性を指摘されているところです。

今般、医学専門家からなるワーキンググループ（座長：江藤文夫国立障害者リハビリテーションセンター顧問）において検討を行い、見直し案をとりまとめ、厚生労働省疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会（分科会長：葛原茂樹鈴鹿医療科学大学保健衛生学部教授）に見直しの了承をいただいたところです。

今後は、平成 26 年 4 月からの施行に向けて関係通知の改正等を予定しており、改正の状況について、随時、貴会に情報提供させていただきます。

つきましては、別添資料を作成しましたので、心臓機能障害におけるペースメーカー植え込み者及び肢体不自由における人工関節等置換者の障害認定基準の見直しについて理解いただくとともに、貴会会員の皆様に対して、ホームページや広報誌への掲載等により広く周知していただきますようお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省障害保健福祉部企画課

課長補佐 森岡（内線 3019）

係 長 青木（内線 3029）

TEL 03-5253-1111

FAX 03-3502-0892

平成25年12月25日現在

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み） の障害認定基準の見直しについて（詳細）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

經緯

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）の障害認定基準の見直しについて

現在の取扱い

身体障害者手帳の認定では、心臓機能障害におけるペースメーカー等を植え込んでいる方は、一律に1級としている



医療技術の進歩等により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多い（厚生労働科学研究の報告等）



専門家によるワーキンググループで心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）の障害認定基準見直し案の作成



第5回疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会
見直し案の審議・了承



平成26年4月

心臓機能障害の認定基準の見直し実施

ペースメーカー等の障害認定の評価に関するワーキンググループ構成員名簿

氏 名	所属及び職名
○ 和泉 徹	恒仁会 新潟南病院 統括顧問 北里大学 名誉教授
岩谷 力	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
◎ 江藤 文夫	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
本江 純子	府中恵仁会病院心臓血管病センター附属イメージング研究所長
奥村 謙	日本不整脈学会会頭 (弘前大学大学院医学研究科循環呼吸腎臓内科学 教授)
小野 稔	東京大学大学院医学系研究科心臓外科 教授
牧田 茂	埼玉医科大学国際医療センター 心臓リハビリテーション科 教授

◎:座長 ○:座長代理

概 要

心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み)の障害認定基準の見直しについて (概 要)

◎現行

- ペースメーカー等を植え込んだ方は、一律に1級として認定

◎見直し後(平成26年4月以降)

- ペースメーカーや体内植え込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限の程度(身体活動能力:メッツ)を勘案して1級、3級又は4級に認定
- 一定期間(3年)以内に再認定を行う
- 先天性疾患により植え込みしたもの及び人工弁移植・弁置換については、従来どおり1級
- 再認定の徹底を図るため、診査年月を手帳にも記載
- 制度改正後(平成26年4月)、新たに申請する者に対して適用
(ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書が作成され、6月30日までに申請があれば、従前の基準で認定)

心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み)の障害認定基準の見直し

現 行

1 級

- ・ペースメーカー等を植え込んだ方

見直し後

(平成26年4月以降)

1 級

- ・クラスⅠ※の状態でペースメーカー等を植え込んだ方
- ・クラスⅡ※以下の状態でペースメーカー等を植え込み、メッツの値が2未満の方

3 級

- ・クラスⅡ※以下の状態でペースメーカー等を植え込み、メッツ値が2以上4未満の方

4 級

- ・クラスⅡ※以下の状態でペースメーカー等を植え込み、メッツ値が4以上の方

※「不整脈の非薬物治療ガイドライン(2011年改訂版)」(日本循環器学会)

※見直し後の新基準の注意事項

- ・見直し前に申請した方には新基準は適用しない
- ・ICDを植え込んだ方も同じ基準を適用
- ・先天性疾患(18歳未満で心疾患を発症した方)、弁移植・弁置換については従来どおり1級
- ・メッツ値について、症状が変化する場合は、症状がより重度の状態(1番低い値)を採用する
- ・3年以内に再認定を行う(1級:メッツ値2未満、3級:メッツ値2以上4未満、4級:メッツ値4以上)

詳細

心臓機能障害の認定基準(ペースメーカー等植え込み)の見直しの具体的内容について

○ 等級の基準について

《植え込み直後》

(1級) 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの

- 【解釈】 ・ ペースメーカー等への依存が絶対的なもの^{※1}
・ ペースメーカー等への依存が相対的なもの^{※2}であって、メッツ^{※3}の値が2未満のもの

※1 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレードがクラスⅠに相当する状態に対して植え込みした場合

※2 同ガイドラインのクラスⅡ以下の状態に対して、植え込みを行った場合

※3 メッツ: 身体能力活動を示す値(運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するかを示す運動強度の単位)

(3級) 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】 ・ ペースメーカー等への依存が相対的なものであって、メッツの値が2以上4未満のもの

(4級) 心臓機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】 ・ ペースメーカー等への依存が相対的なものであって、メッツの値が4以上のもの

《再認定(3年以内)》

(1級) 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの

- 【解釈】 メッツの値が2未満のもの

(3級) 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】 メッツの値が2以上4未満のもの

(4級) 心臓機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】 メッツの値が4以上のもの

○ 再認定の徹底について

- ペースメーカー等の植え込み者については、日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることを踏まえ、3年以内に再認定を行うことを原則とするが、その徹底を図るため、身体障害者手帳を交付する際、診査を実施する年月を身体障害者手帳にも記載することとする。

○ 認定に当たっての留意事項

- 植え込みから3年以内や3年後の再認定の後、手帳交付者から状態が変動したことによる再交付の申請があり、障害程度の変化が認められた場合は、手帳の再交付を行うこと。
その際には、①3年以内であれば植え込み時の基準
②3年後であれば再認定の基準 を適用する。
- 身体活動能力(メッツ)の値について、症状が変化(重くなったり軽くなったり)する場合は、症状がより重度状態(一番低い値)を採用する。
- 先天性疾患の定義については、18歳未満で心疾患を発症したものとする。
- 植込み型除細動器(ICD)を植え込んだ者であって3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付後にICDが作動し、再交付の申請があった場合は、1級と認定する。ただし、再交付から3年以内に再認定を行うこと。

(参考)

- 「不整脈の非薬物治療ガイドライン(2011年改訂版)」(日本循環器学会)のエビデンスと推奨度のグレード
 - (1)クラスⅠ: 有益であるという根拠があり、適応であることが一般に同意されている
 - (2)クラスⅡa: 有益であるという意見が多いもの
 - (3)クラスⅡb: 有益であるという意見が少ないもの
 - (4)クラスⅢ: 有益でないまたは有害であり、適応でないことで意見が一致している
- メッツ: METs (Metabolic Equivalents)
運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するかを示す運動強度の単位
例 2メッツ未満: ベット等で安静が必要な状態
2メッツ以上4メッツ未満: 平地歩行ができる状態
4メッツ以上: 早歩きや坂道歩きができる状態

平成25年12月25日現在

肢体不自由（人工関節等置換者）の 障害認定基準の見直しについて

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

經緯

肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しについて

現在の取扱い

身体障害者手帳の認定では、肢体不自由における人工関節等を置換している方は、

①股関節・膝関節に人工関節等を置換している場合は一律4級

②足関節に人工関節等を置換している場合は一律5級

として認定している。



医療技術の進歩等により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多い（厚生労働科学研究の報告等）



専門家によるワーキンググループで肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準見直し案の作成



第5回疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会
見直し案の審議・了承



平成26年4月

肢体不自由の障害認定基準の見直し実施

人工関節等の障害認定の評価に 関するワーキンググループ

○ 人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ構成員名簿

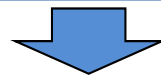
氏 名	所属及び職名(当時)
○伊藤 利之	横浜市リハビリテーション事業団 顧問
岩谷 力	国際医療福祉大学大学院 副大学院長
◎江藤 文夫	国立障害者リハビリテーションセンター 総長
中村 耕三	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局長
龍 順之助	日本大学名誉 教授、総合東京病院 顧問
織田 弘美	埼玉医科大学整形外科 教授
吉永 勝訓	千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長

◎:座長 ○:座長代理

見直しの方向性について

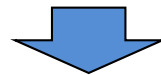
《現状》

- 関節に人工骨頭又は人工関節を用いている場合は、関節が全廃しているものとして取扱い、股・膝関節：4級、足関節：5級として認定されている。
- 人工骨頭又は人工関節を用いている者の日常生活の制限の度合いは、医療技術の進歩(安全性・機能性の向上、耐久性の向上)により、この30年間で相対的に軽くなっており、術後は障害認定に該当しない程度にADLが改善される者が殆どである。
- 医療技術の進歩と高齢化に伴い、人工骨頭又は人工関節の手術件数は、約10年間でおよそ2倍に増えている。
(参考)人工関節手術件数：13年：3.3万件→22年：8.4万件
人工骨頭手術件数：13年：1.8万件→22年：3.5万件



《問題提起》

- ・ 手術後、大幅にADLが改善される場合が多く、法別表に掲げる「永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」に必ずしも該当しないため、一律4、5級とする現行の取扱いは他の障害とのバランスを欠いているのではないか。



《見直しの方向性》

- ・ 人工骨頭又は人工関節を用いている者については、
 - ① 手術後ADLが大幅に改善されるケースが多いこと
 - ② これらについては、体内に埋め込まれ、日常的に着脱する手間がないことから、手術後の障害の状態を評価し、認定を行う。(ただし、制度改正後、新たに申請する者に適用し、既に認定されている者については再認定を要しない取扱いとする)

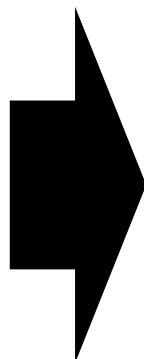
見直しの具体的内容

肢体不自由(人工関節等置換者)の障害認定基準の見直しについて

現在の取扱い

股関節・膝関節に人工関節等を置換している方 → 一律 4級

足関節に人工関節等を置換している方 → 一律 5級



見直し後(平成26年4月以降)

人工関節等の置換術後の障害の状態(関節可動域等)を評価し、

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当 のいずれかに認定

【足関節】
5級、6級、7級、非該当 のいずれかに認定

※見直し後の新基準の注意事項

- ・人工関節及び人工骨頭の置換術を行った方が対象
- ・置換術後の経過が安定した時点での機能障害の程度により認定
(症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定)
- ・平成26年4月1日以降の申請から見直し後の認定基準の対象
(ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書が作成され、6月30日までに申請があれば、従前の基準で認定)

平成26年4月から

ご注意ください

ペースメーカーや人工関節等を

入れた方に対する

身体障害者手帳の認定基準が変わります

医療技術の進歩により、ペースメーカー等※1や人工関節等※2を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととしました。

※1 体内植え込み型除細動器(ICD)を含む ※2 人工骨頭を含む

◎ペースメーカー等を入れた方（心臓機能障害）

平成26年3月まで

一律1級に認定



平成26年4月から

1級、3級、4級のいずれかに認定※3

※3 ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定（裏面参照）

◎人工関節等を入れた方（肢体不自由）

平成26年3月まで

【股関節・膝関節】
一律4級に認定



平成26年4月から

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定※4

【足関節】
一律5級に認定

【足関節】
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定※4

※4 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、
同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。（裏面参照）

ペースメーカー等の具体的な判断基準

- 心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度や日常生活活動の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

1 級

- ・機器への依存が絶対的な状態（クラスⅠ）※¹でペースメーカー等を体内に入れた方
- ・機器への依存が相対的な状態（クラスⅡ以下）※¹でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2メッツ※²未満の方

3 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

4 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が4メッツ以上の方

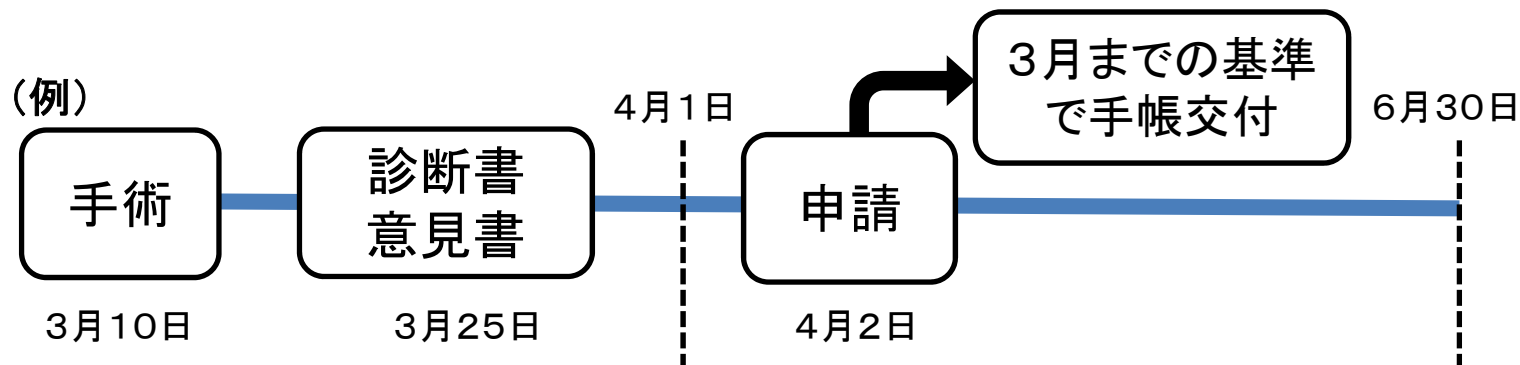
※¹ 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレード

※² 身体能力活動を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するか示す運動強度の単位）

- なお、体内に入れた後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。
- 再認定は、身体活動能力に応じて行い、1級は2メッツ未満、3級は2以上4メッツ未満、4級は4メッツ以上とします。
- 体内植え込み型除細動器（ICD）を入れた方も同様の基準を適用します。
- 先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症した方）により体内に入れた方については、従来どおり1級です。

◎経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。



ご不明な点、その他の詳細については、自治体の担当窓口までお問い合わせください。

心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み者)の 診断書・意見書を作成される医師の皆さまへ

平成26年4月1日から心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み者)の身体障害認定基準が変わります。また、これに伴い診断書・意見書の様式も変更になります。

医療技術の進歩により、ペースメーカー等の植え込みをされても、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活活動(ADL)が改善される方が多くなったことから、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から認定基準を見直すこととしました。

平成26年4月1日以降は新たな基準での診断書・意見書の記載をお願いします。

(別添の「診断書・意見書作成の留意事項」を参照ください)

見直しの概要

◎現行(平成26年3月まで)

- ペースメーカー等を植え込んだ方は、一律に1級として認定



◎見直し後(平成26年4月から)

- ペースメーカーや体内植え込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限の程度(身体活動能力:メッツ)を勘案して1級、3級又は4級に認定
- 一定期間(3年)以内に再認定を行う
- 先天性疾患により植え込みしたもの及び人工弁移植・弁置換については、従来どおり一律1級
- 平成26年4月1日以降、新たに申請する方に対して適用※
※ ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定(裏面参照)

具体的な判断基準

- 心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度や日常生活活動の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

1 級

- ・機器への依存が絶対的な状態（クラスⅠ）※¹でペースメーカー等を植えた方
- ・機器への依存が相対的な状態（クラスⅡ以下）※¹でペースメーカー等を植え込み、身体活動能力が2メッツ※²未満の方

3 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を植え込み、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

4 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を植え込み、身体活動能力が4メッツ以上の方

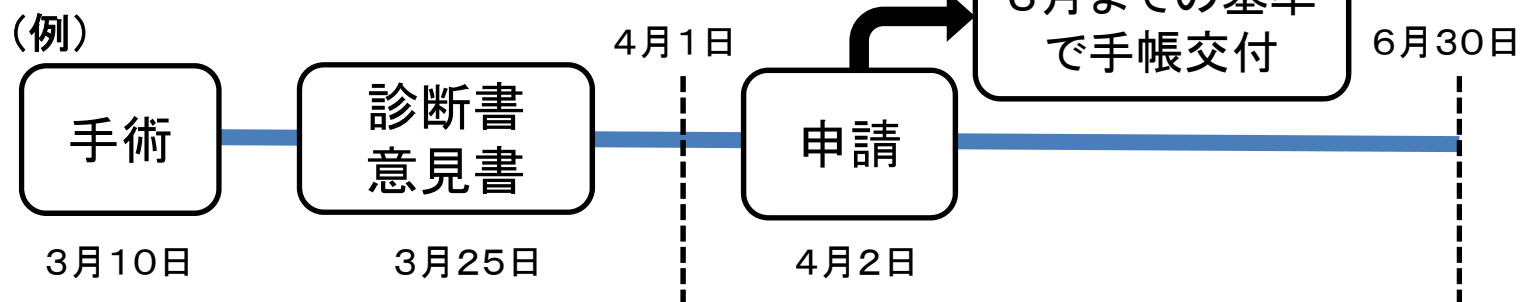
※¹ 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレード

※² 身体能力活動を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するか示す運動強度の単位）

- なお、植え込み後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。
- 再認定は、身体活動能力に応じて行い、1級は2メッツ未満、3級は2以上4メッツ未満、4級は4メッツ以上とします。
- 体内植え込み型除細動器（ICD）を植えた方も同様の基準を適用します。
- 先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症した方）により植え込みした方については、従来どおり1級です。

◎経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。



ご不明な点、その他の詳細については、指定を受けている自治体の担当窓口までお問い合わせください。

診断書・意見書作成の留意事項

※ 6、7が様式に追加された事項

◎身体障害者診断書・意見書 (心臓機能障害用)

総括表(略)

○心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)

1～4 (略)

5 ペースメーカー (有・無)
人工弁移植, 弁置換 (有・無)

6 ペースメーカーの適応度 (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ)

7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

「不整脈の非薬物治療ガイドライン(2011年改訂版)」(2010年合同研究班報告)におけるエビデンスと推奨度のグレードについて、当てはまるものに○をしてください。

メッツ値について、症状が変動(重くなったり軽くなったり)する場合は、症状がより重度の状態(メッツ値が一番低い値)を記載してください。

肢体不自由(人工関節等置換者)の 診断書・意見書を作成される医師の皆さまへ

平成26年4月1日から肢体不自由（人工関節等置換者）の身体障害認定基準が変わります。

医療技術の進歩により、人工関節等の置換をされても、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活活動(ADL)が改善される方が多くなったことから、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から認定基準を見直すこととしました。

平成26年4月1日以降は新たな基準での診断書・意見書の記載をお願いします。

◎人工関節等の置換をされた方（肢体不自由）

平成26年3月まで

【股関節・膝関節】
一律4級に認定

【足関節】
一律5級に認定



平成26年4月から

置換術後の障害の状態（関節可動域等）を評価し、

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定

【足関節】
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、
同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。（裏面参照）

◎ 診断書・意見書の作成に当たっての留意事項

平成26年4月からは、人工関節等の置換術後の経過の安定した時点※の機能障害（関節可動域等）の程度で認定します。

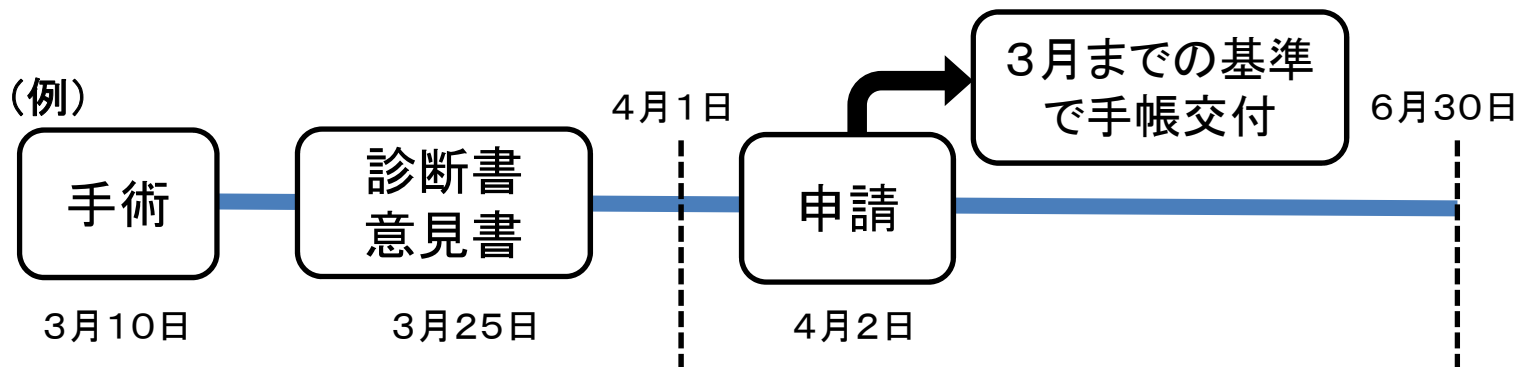
※症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時点

人工関節等の置換をされた方の診断書・意見書の作成に当たっては関節可動域等の所見の記載をお願いします。

また、人工関節等の置換術を実施した年月日を「参考となる経過・現症」欄に記載してください。

◎ 経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方は、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。



ご不明な点、その他の詳細については、指定を受けている自治体の担当窓口までお問い合わせください。